

《あおしん消費税納税定期積金》

商品名	あおしん消費税納税定期積金
お取扱期間	2025年4月1日(火) ～ 2026年3月31日(火)
ご利用頂ける方	法人・個人事業主(屋号付きは不可)
期 間	6ヶ月以上1年以内
掛込方法	毎月一定額を定められた日に払込みとします。
掛 金	1万円以上 1万円単位
払戻方法	自動満期で流動性預金に振替とします
給付補填金 利 息	<p>適用利回り : 契約時のスーパー定期積金の店頭表示金利+0.01%です 当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します(固定金利)</p> <p>期日後利息 : 満期日経過後の利息計算は、支払日の普通預金の利率を適用します</p> <p>支払方法・頻度 : 満期日以後に一括して払い戻しいたします</p> <p>計算方法 : 付利単位を1円として契約期間内における掛金残高積数に利回りを乗じて計算いたします</p>
中途解約時の お取扱い	<p>契約日から解約日までの期間が</p> <p>①1年未満 : 普通預金利率</p> <p>②1年以上満期日前 : 約定利回り×60%</p> <p>③期日以降 : 満期日までの期間=約定利回り×60% 満期日以降の期間=解約日における普通預金利率</p>
税 金	<p>利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります (なお、マル優のお取扱いはございません)</p> <p>※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税される為、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります</p>
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室(9時～17時、電話:0120-00-2085)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p> <p style="text-align: right;">(次頁へ続く)</p>

その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none">・ 掛け込みが遅延した時は、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または契約時の適用金利により算出（1年を365日とする日割り計算）された遅延損害金を徴求いたします。・ 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算いたします。・ 預金保険の対象となります。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）・ お取扱期間内であっても金融情勢の変動により、お取扱いを変更または中止する場合があります・ この預金は定期積金規定によりお取扱いいたします。本預金をご利用の際には、必ずご覧ください。
----------------	---